

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
平成28年10月3日	アドバンス株式会社 法人番号(6260001 011452) 代表者矢尾憲	岡山市南区泉田351-1	本社営業所	岡山市南区泉田字中川田 351-1	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び第3 項	岡山労働局より自動車運転者の労働条件改善 のための通報があったことを端緒として、平成 28年4月8日に監査実施。2件の違反が認め られた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規 則)第3条第4項)(2)運行管理者の講習受講 義務違反(安全規則第23条第1項)	2	2
平成28年10月14日	井倉運輸株式会社 法人番号(3260001 019119) 代表者林田昌吾	岡山県新見市足見83-1	総社	岡山県総社市井尻野407 -12	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第3項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成28 年8月26日及び同年9月15日に監査実施。2 件の違反が認められた。(1)点呼の記載事項 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下安全規則)第7条第5項)(2)運転者台帳の 記載事項違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0
平成28年10月14日	有限会社都北運送 法人番号(4250002 016503) 代表者藤井峯雄	山口県周南市大字須々万 本郷759	徳山営業所	山口県周南市秋月二丁目 60-1	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び第3 項	情報提供を端緒として、平成28年4月8日及び 同年5月9日に監査実施。8件の違反が認めら れた。 (1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条 第6項)(2)点呼記録義務違反(安全規則第7 条第5項) (3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7 条第5項)(4)乗務等の記載事項義務違反(安 全規則第8条)(5)運転者台帳の記載事項違 反(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者 に対する指導監督義務違反(安全規則第10条 第1項)(7)運行管理者の講習受講義務違反 (安全規則第23条第1項)(8)整備管理者の 研修受講義務違反(安全規則第15条)	4	4
平成28年10月24日	高雄運送株式会社 法人番号(6240001 006207) 代表者日高一傑	広島県広島市安佐北区安 佐町大字久地字榎谷136	本社	広島県広島市安佐北区安 佐町久地字榎谷136	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び第3 項	広島労働局長より自動車運転者の労働条件改 善のための通知を受けたことを端緒として、平 成28年2月18日に監査実施。10件の違反が 認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握 義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の 実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項 および第3項)(4)点呼の記録事項義務違反 (安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記載事 項義務違反(安全規則第8条)(6)運行指示書 の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項、 第2項及び第3項)(7)運転者台帳の作成義務 違反(安全規則第9条の5第1項)(8)運転者 台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の 5第1項)(9)特定の運転者に対する適性診断 受診義務違反(安全規則第10条第2項)(10) 整備管理者の選任未届出(安全規則第13条 本文)	7	7

平成28年10月28日	有限会社吉賀興業 代表者伊藤英雄	山口県下関市豊田町中村 172	本社営業所	山口県下関市豊田町中村 172	許可の取消し	貨物自動車運送事業法 第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-
平成28年10月28日	有限会社日祥物流 法人番号(6250002 010371) 代表者小島利夫	山口県下関市秋根西町2 丁目2-13	本店営業所	山口県下関市菊川町久野 723-8	許可の取消し	貨物自動車運送事業法 第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-
平成28年10月28日	アシストジャパン株式会社 法人番号(6240001 016478) 代表者中田光	広島県広島市佐伯区三宅 3丁目2番22号	本社営業所	広島県広島市佐伯区三宅 3丁目2番22号	許可の取消し	貨物自動車運送事業法 第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-
平成28年10月28日	イチハトラック有限会社 法人番号(6240002 039362) 代表者小笠原恒祐	広島県福山市大門町八丁 目1-38	本社営業所	広島県福山市大門町八丁 目1-38	許可の取消し	貨物自動車運送事業法 第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-
平成28年10月28日	株式会社AccessTrust 法人番号(8260001 010741) 代表者荒川秀明	岡山県岡山市南区妹尾2579	株式会社 AccessTrust	岡山県岡山市南区妹尾2579	許可の取消し	貨物自動車運送事業法 第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-